

兵高教組

確定速報 9号

2016年2月2日 調査情報28号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

4500筆の署名のチカラ 給料月額・地域手当・勤勉手当の差額 2月5日に支給

今年度の差額支給は、国家公務員の賃金が確定しないために、その実施時期が遅れていましたが、2月1日の臨時県議会での補正予算成立を受け、2月5日に支給されることとなりました。今回の差額は常勤の教職員すべてが対象となります。給料月額や地域手当、そして勤勉手当が遡及改善されますが、この賃金改善を勝ちとることができたのは、4500筆を超える全県の高校・特別支援学校から届けられた署名の力によるところが大きいのです。

今後は、この賃金改善の対象とならない、介助員や時間講師など非常勤職員の賃金改善をめざして取り組みを進めます。

差額支給額（合計額）		教諭の場合	
25歳で約74,000円	45歳で約60,000円	35歳で約50,000円	55歳で約68,000円

※あくまで試算です。地域手当や扶養手当、前歴などによって額は変わります。また、この額から所得税等の差額分が減額されます。

※30歳あたりから現給保障のため、給料改善部分の差額がないので、25歳の人と比べると差額支給額はかなり低くなります。

給料月額と地域手当が4月に遡って改善 勤勉手当は6月期に遡って改善

差額については、すでに確定速報等で試算等をしてきましたが、2月支給としてあらためて試算してみました。

給料月額

給料月額の改善は教諭であれば、30歳ぐらいまでしか改善されません。最高の改善額は2,800円(26歳ぐらいまで)で、この場合、給料月額だけで40,000円を超える差額となります。

地域手当

地域手当の0.25%改善は全員が対象です。給料月額が高ければ高いほど差額も多くなります。

勤勉手当

勤勉手当の0.1月改善も勤勉手当が支給される人であれば全員が対象です。これも給料月額が高ければ差額が多く、勤勉手当だけで50,000円を超える人もいます。

また、常勤講師も教諭と同じように、勤務期間を応じて差額支給され、70,000円を超える人もいます。

一方、介助員や時間講師は非常勤ということで、差額支給の対象とはなりません。今後、2016年4月からの賃金改善に向け、要求運動を強めていきます。

**「2000万署名」ご協力へのお願い
家族や地域に広めてください！**

「2000万署名」が、高校や障害児学校の職場でもどんどん広がってきています。「教え子を再び戦場に送らない」ために署名へのご協力をお願いします。

